

建 経 工 第 49 号
令和 6 年 10 月 24 日

各協会関係者 様

静岡県交通基盤部 工事検査課長

工事書類合理化工事の試行について（通知）

このことについて、工事書類の省略等、諸手続きを合理化し、受発注者双方の事務の効率化を図るために、下記の要領等による試行を行うこととしましたのでご承知おき願います。

記

1. 要領等

- (1) 工事書類合理化工事試行要領
- (2) 工事書類合理化工事（試行）特記仕様書

担 当：交通基盤部工事検査課工事検査班 丸山
電話番号：054-221-2697
メー ル：kensa@pref.shizuoka.lg.jp

工事書類合理化工事試行要領

1. 目的

「工事書類合理化工事」は、工事の施工に伴って提出される書類の省略等、諸手続きを合理化し、受発注者双方の事務の効率化を図るものである。

2. 試行工事の選定及び実施方法等

- ・試行工事は、今後契約する当初設計額 3 千 5 百万円以上かつ 1 億円未満の土木工事とする。※

※但し、次の工事等は対象外とする。

- ・「建築、及び営繕工事」
 - ・「労働安全衛生法第 88 条第 3 項（計画届が必要な工事）」（別紙 1）
 - ・「低入札価格調査対象工事」（契約時に判断する）
- ・発注者（各出先事務所、以下同じ）は、上記の条件に適合する試行工事を各課 2 件程度選定する。
 - ・発注者は、選定した試行工事の設計図書に「工事書類合理化工事（試行） 特記仕様書」を添付して入札を執行する。
 - ・入札結果が不調・低入札等により、試行実施出来ない場合は、試行工事の追加選定は不要とする。
 - ・発注者は、選定した工事の入札結果が確定した後、その工事情報を「R6 工事書類合理化工事選定表」（別紙 2）に入力の上、工事検査課へ報告する。
 - ・発注者は、試行工事の実施が確定した後、担当検査監（本庁又は出先事務所）へ、その旨を連絡する。
 - ・受注者は、同仕様書に基づき試行工事を実施する。
 - ・試行期間は、令和 6 年度下半期から令和 7 年度上半期とする。

3. 書類の作成・提出・確認・検査

受注者は、「小規模工事事務取扱要領（静岡県）」における「小規模工事（500 万円以上 3,500 万円未満）」の規定に基づいて書類を作成・提出し、発注者・検査監は当該書類を確認・検査する。

4. 効果等の検証

試行工事に携わった検査監、現場代理人等及び担当監督員を対象としたアンケート調査等を行い、効果や課題を検証する。

< R 6 年度 >

工事書類合理化工事（試行） 特記仕様書

1. 本工事は、受発注者双方の事務の効率化を図るため、工事書類の省略等、諸手続きを合理化する「工事書類合理化工事（試行）」である。

但し、「低入札価格調査対象工事」となった場合は、本特記仕様書は適用しない。

2. 書類の作成・提出

「小規模工事事務取扱要領（静岡県）」における「小規模工事（500万円以上3,500万円未満）」の規定に基づいて書類を作成・提出するものとする。

但し、契約書に添付された「特記仕様書」については、その内容に従う事。

3. 効果等の検証に対する協力

「工事書類合理化工事（試行）」の効果や課題を検証するためのアンケート調査等の依頼があった場合は、協力するものとする。

「労働安全衛生規則」

（仕事の範囲）

第九十条 法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一 高さ三十一メートルを超える建築物又は工作物（橋梁（りょう）を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事

二 最大支間五十メートル以上の橋梁（りょう）の建設等の仕事

二の二 最大支間三十メートル以上五十メートル未満の橋梁（りょう）の上部構造の建設等の仕事（第十八条の二の二の場所において行われるものに限る。）

三 ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）

四 掘削の高さ又は深さが十メートル以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事

五 圧気工法による作業を行う仕事

五の二 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。次号において同じ。）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

五の三 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

五の四 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事

六 掘削の高さ又は深さが十メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

七 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事